

母子福祉資金・父子福祉資金 貸付制度のごあんない

八王子市では、ひとり親家庭の方々の生活の安定や、扶養している児童の福祉を増進するために必要となる資金を、原則無利子でお貸ししています。

相談～資金交付まで
1か月半程度かかります。
支払・契約前に
ご相談ください。

1 貸付対象者は

- 市内に6か月以上(※)在住
- 母子家庭の母又は父子家庭の父等で、
20歳未満のお子さん等を扶養している
- 住民税・国民健康保険税等を滞納していない

※修学資金・就学支度資金
申請時点でお住まいの方は対象になります。
※転宅資金
新居住地の各窓口でご相談ください。

2 資金の種類・貸付限度額は

修学・就職・転宅など目的により12種類の資金に分かれています。

詳細は中面の「資金一覧」をご覧ください。

3 連帯借受人について

【修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金】

- 貸付により修学し、または知識技能を習得する方(児童)が連帯借受人となります。
- 連帯借受人の意思確認を行うため、面接が必要です。

4 連帯保証人について

- 資金種別、貸付総額や貸付対象者の収入状況等により、連帯保証人を立てていただく場合があります。
- 連帯保証人は、独立の生計を営み、一定の職業を持ち、一定以上の所得があり、償還完了予定時の年齢が満70歳未満の方となります。

5 事前相談を(要予約)

- 原則、支払い後の貸付はできませんので、支払や契約前に、必ずご相談ください。
- 下記問い合わせ先に予約の電話をお願いします。
相談時間:平日9時～17時(最終受付16時)
- 事前相談終了後、申請書類等をお渡しします。

6 申込みに必要な書類は

- 1 貸付申請書、償還計画書
- 2 戸籍謄本
- 3 申請者…個人情報調査等同意書、誓約書、印鑑登録証明書、所得証明書等
- 4 連帯借受人…個人情報調査等同意書、誓約書、印鑑登録証明書等
- 5 連帯保証人…保証人承諾書、個人情報調査等同意書、誓約書、住民票の写し(本籍入り)、印鑑登録証明書、所得証明書等
- 6 生活費収支内訳書
(直近3か月分の給料明細や公共料金の領収書等)
- 7 資金の種類に応じ必要な書類
(中面の「資金一覧」をご覧ください。
※公簿等で確認できる場合は、省略できます。

7 資金一覧

中面をご覧ください。

八王子市子ども家庭部子育て支援課

問い合わせ

貸付の相談 TEL 042-620-7362 FAX 042-621-2711
償還の相談 TEL 042-620-7300 FAX 042-621-2711
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

8 貸付の流れ

1か月半程度かかります

事前相談

必ず、支払・契約前にご相談ください。

- 必要経費をともに確認
- 生活費収支内訳書類を提出
- 連帯借受人(児童)と面接

申請

資金交付までに1か月程度かかります。

審査

貸付申請書や添付書類等を審査します。
※審査の結果で貸付ができない場合もあります。

貸付決定

決定通知・借用書類を送付します。
実印を押印のうえ、提出してください。

借用書

借用書・請求書を提出してください。

資金交付

請求書提出から2週間程度で交付します。

※【修学資金・修業資金など】

○ 繼続する資金については、
□ 年に一度在学証明書の提出が必要です。

償還

据置期間終了後から返済が始まります。

償還完了

償還完了後、借用書を返却します。

修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額・単位 円)

学 校 種 別		1年		2年		3年		4年		5年	
高等学校 中等教育学校 (後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	(18,000)	27,000	(18,000)	27,000	(18,000)	27,000			
		自 宅 外	(24,000)	34,500	(24,000)	34,500	(24,000)	34,500			
	私 立	自 宅	(31,000)	45,000	(31,000)	45,000	(31,000)	45,000			
		自 宅 外	(36,000)	52,500	(36,000)	52,500	(36,000)	52,500			
高等専門学校	国公立	自 宅	(22,000)	31,500	(22,000)	31,500	(22,000)	31,500	(47,000)	67,500	(47,000)
		自 宅 外	(23,000)	33,750	(23,000)	33,750	(23,000)	33,750	(54,000)	78,000	(54,000)
	私 立	自 宅	(33,000)	48,000	(33,000)	48,000	(33,000)	48,000	(68,000)	98,500	(68,000)
		自 宅 外	(36,000)	52,500	(36,000)	52,500	(36,000)	52,500	(80,000)	115,000	(80,000)
専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	(47,000)	67,500	(47,000)	67,500					
		自 宅 外	(54,000)	78,000	(54,000)	78,000					
	私 立	自 宅	(62,000)	89,000	(62,000)	89,000					
		自 宅 外	(88,000)	126,500	(88,000)	126,500					
短期大学	国公立	自 宅	(47,000)	67,500	(47,000)	67,500					
		自 宅 外	(67,000)	96,500	(67,000)	96,500					
	私 立	自 宅	(65,000)	93,500	(65,000)	93,500					
		自 宅 外	(91,000)	131,000	(91,000)	131,000					
大 学	国公立	自 宅	(49,000)	71,000	(49,000)	71,000	(49,000)	71,000	(49,000)	71,000	
		自 宅 外	(75,000)	108,500	(75,000)	108,500	(75,000)	108,500	(75,000)	108,500	
	私 立	自 宅	(75,000)	108,500	(75,000)	108,500	(75,000)	108,500	(75,000)	108,500	
		自 宅 外	(102,000)	146,000	(102,000)	146,000	(102,000)	146,000	(102,000)	146,000	
大 学 院	修士課程		(92,000)	132,000	(92,000)	132,000					
	博士課程		(128,000)	183,000	(128,000)	183,000	(128,000)	183,000			
専修学校(一般課程)			(37,000)	54,000	(37,000)	54,000					

1 ()内の金額は、申請者の所得が一定以上の場合に連帯保証人がいなくても貸付可能な限度額です。

※ただし、2回目以降の貸付は連帯保証人が必要となります。

2 年収自安が900万円を超える方は、別の貸付限度額があります。

3 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。

4 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。

5 繼続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用されます。

9 償還の方法は

- 口座振替による月賦償還で、元利均等償還となります。
- 毎月末に償還金を口座から引き落としますので、必ず月末までに口座へ入金してください。
- 口座を変更する場合は、届け出をしてください。

10 納入期限までに返済がない場合

- 督促状や催告書を送ります。
- 違約金(遅滞利息)を年利3%の割合で請求します。
- あなたの償還金が次に借りる方への財源になりますので、遅滞なく償還してください。

11 次のような時は すぐにお知らせを

- 氏名、住所、電話番号、実印を変更したとき
- 結婚(再婚)等ひとり親家庭でなくなったとき
- 修学している者が休学、退学したとき
- 授業料の減額や免除、他の制度の給付を受けたとき
- 事業をやめたとき
- 支払期限までに償還金を支払えないとき
- 連帯保証人が亡くなった等変更する必要があるとき
- その他、生活状況に大きな変化が生じたとき